

平成 20 年 1 月 24 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
グローバル・ワン不動産投資法人  
代表者名 執行役員 北島 洋一郎  
(コード番号：8958)  
資産運用会社名  
グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山内 正教  
問合せ先 投信業務部長 伊藤 尚  
(TEL：03-3262-1494)

### 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、平成 20 年 2 月 29 日に開催される本投資法人の第 4 回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）に下記の規約変更及び役員選任を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記の規約変更及び役員選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

#### 記

#### 1. 規約変更について

##### (1) 規約変更の理由

- ①「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 18 年法律第 66 号）の施行による「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）及びその他投資法人に関わる法令の整備・改正に伴い、参照条文、語句等の整理を行います。
- ②「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）の施行に伴い、短期投資法人債の発行が可能となったことから、本投資法人の機動的かつ効率的な資金調達を可能とするため、これを加えるべく規約第 23 条の規定を変更します。
- ③法令諸規則の変更等を受け、運用の基本方針の範囲内で本投資法人の資産運用に必要な又は有用と認められる資産への投資を可能とするため、資産運用の対象となる資産の種類について変更を行います。また、「著作権法」（昭和 45 年法律第 48 号）に基づく著作権、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に基づく算定割当量、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）等を資産運用の対象に加えます。
- ④将来、海外の不動産等への投資についての規制が見直され、投資対象としての制限が緩和若しくは解除された場合に備えて、規約別添「資産運用の対象及び方針」3. (1) の規定を削除します。
- ⑤その他、条文の新設、削除に伴い、条数の変更等条文の整備のために所要の変更を行うとともに、定義の明確化を行います。

(2)規約変更の内容

現行規約の一部を以下のとおり変更します。(変更箇所は下線の部分です。)

現 行 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第3条(本店の所在する場所) 本投資法人は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第4条(公告の方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第5条(発行する投資口の総口数等) 1. 本投資法人が発行する投資口の総口数は 200 万口を上 限とする。 2. 執行役員は、役員会の承認を得た上、投信法及びその 他関連法令に従って、前項に定めた投資口の総口数の範 囲内において投資口の追加発行を行うことができる。追 加発行における1口当たりの発行価額は、発行日毎に均 等に定めるものとし、かつ、本投資法人の保有する資産 (以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な価額と して執行役員が決定し、役員会が承認する価額とする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>第6条(設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数) 本投資法人の設立の際に発行する投資口の発行価額は1 口当たり50万円とし、発行口数は400口とする。</p> <p>第9条(名義書換) 1. 本投資法人は、投資口の名義書換に関する事務につき 名義書換事務受託者(投信法第 79 条第 2 項に定義され る。)を置く。 2. 名義書換事務受託者及びその事務取扱場所は、役員会 の決議により選定し公告する。但し、成立時における 名義書換事務受託者についてはこの限りではない。 3. 本投資法人の投資主名簿(実質投資主名簿を含む。以下 同じ。)は、名義書換事務受託者の営業所(事務取扱場 所)に備え置き、投資口の名義書換、質権の登録又はそ の抹消、信託財産の表示又はその抹消、投資証券の不 所持及び再発行、実質投資主名簿への記載又は記録そ の他投資口に関する事務は、名義書換事務受託者に取 り扱わせ、本投資法人においてはこれらを取り扱わな い。</p> <p>第10条(投資口取扱規則) 本投資法人が発行する投資証券の種類並びに本投資法 人の投資口に関する名義書換(実質投資主名簿への記載又 は記録を含む。)、質権の登録又はその抹消、信託財産の 表示又はその抹消、投資証券の不所持及び再発行その他投 資口に関する手続き並びにその手数料については、投信法 その他関係法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口 取扱規則による。</p>	<p>第3条(本店の所在地) 本投資法人は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第4条(公告の方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法によ り行う。</p> <p>第5条(発行可能投資口総口数) 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は 200 万口を上 限とする。 2. 執行役員は、役員会の承認を得た上、投信法及びその 他関連法令に従って、前項に定めた投資口の総口数の 範囲内においてその発行する投資口を引き受ける者の 募集をすることができる。募集投資口(当該募集に応 じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割 り当てる投資口をいう。)1口当たりの払込金額は、発 行日毎に均等に定めるものとし、かつ、本投資法人の 保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照ら し公正な金額として執行役員が決定し、役員会が承認 する金額とする。 3. (現行のとおり)</p> <p>第6条(設立に際して出資される金銭の額及び発行する設 立時募集投資口数) 本投資法人が設立に際して出資される金銭の額は2億円 とする。本投資法人の設立時募集投資口(投信法第70条の 2第1項に定義される。)の払込金額は1口当たり50万円と し、発行口数は400口とする。</p> <p>第9条(投資主名簿等管理人) 1. 本投資法人は、投資主名簿の作成及び備置きその他の投 資主名簿に関する事務につき投資主名簿等管理人(投信 法第 166 条第 2 項第 8 号に定義される。以下同じ。)を 置く。 2. 投資主名簿等管理人及びその事務取扱場所は、役員会 の決議により選定し公告する。但し、成立時における投 資主名簿等管理人についてはこの限りではない。 3. 本投資法人の投資主名簿(実質投資主名簿を含む。以下 同じ。)は、投資主名簿等管理人の営業所(事務取扱場 所)に備え置き、投資主名簿への記載又は記録、質権の登録 又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、投資証券 の不所持及び再発行その他投資口に関する事務は、投資 主名簿等管理人に取り扱わせ、本投資法人においてはこ れらを取り扱わない。</p> <p>第10条(投資口取扱規則) 本投資法人が発行する投資証券の種類並びに本投資法 人の投資主名簿への記載又は記録、質権の登録又はその抹 消、信託財産の表示又はその抹消、投資証券の不所持及び 再発行その他投資口に関する手続き並びにその手数料に ついては、投信法その他関係法令又は本規約のほか、役員 会の定める投資口取扱規則による。</p>

現 行 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第11条(投資主総会に係る事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(記載省略)</li> <li>(記載省略)</li> <li>投資主総会の決議は、投信法その他関係法令又は本規約に別段の定めがあるほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって決する。</li> <li>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名もしくは記名押印又は電子署名する。</li> <li>(記載省略)</li> <li>(記載省略)</li> </ol> <p>第16条(役員責任の免除)</p> <p>本投資法人は、投信法その他関係法令又は規約に違反する行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>賠償額の責めに任ずべき額から以下に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>(1)役員会の決議の日の属する営業期間(ある決算期の直前の決算期の翌日(これに当たる日がないときは、本投資法人の成立の日)から当該決算期までの期間をいう。以下同じ。)又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(本条第2号に定めるものを除く。)の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額</p> <p>(2)当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額</p> <p>第21条(資産運用の対象及び方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(記載省略)</li> <li>本投資法人は、運用方針のほか、投信法その他関係法令、本投資法人が資産運用委託契約を締結する投資信託委託業者が会員となる投資信託協会(投信法第50条に定める投資信託協会を意味する。)(以下「関連投資信託協会」という。)の定める規則等の定めるところに従って、その資産運用を行うものとする。</li> </ol> <p>第22条(資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(記載省略)</li> <li>本投資法人の純資産総額の算出にあたり、資産評価の方法及び基準については、投信法その他の法令(投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則を含む。)に従うほか、運用資産の種類に応じて以下に従うものとする。           <ol style="list-style-type: none"> <li>本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり運用資産の種類毎に定める。以下の各資産について共有持分権又は準共有持分権の価額を評価する場合には、以下に従って各々を評価した上で持分割合により算定する。</li> </ol> </li> </ol>	<p>第11条(投資主総会に係る事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(現行のとおり)</li> <li>(現行のとおり)</li> <li>投資主総会の決議は、投信法その他関係法令又は本規約に別段の定めがあるほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。</li> <li>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を記載又は記録した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名もしくは記名押印又は電子署名する。</li> <li>(現行のとおり)</li> <li>(現行のとおり)</li> </ol> <p>第16条(役員責任の免除)</p> <p>本投資法人は、投信法その他関係法令又は規約に違反する行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議によって、法令に定める限度において免除することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第21条(資産運用の対象及び方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(現行のとおり)</li> <li>本投資法人は、運用方針のほか、投信法その他関係法令、本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が会員となる公益法人金融商品取引業協会(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含め、以下「金融商品取引法」という。)第78条第2項に定める公益法人金融商品取引業協会を意味する。以下「関連投資信託協会」という。)が定める規則等に従って、資産運用を行うものとする。</li> </ol> <p>第22条(資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(現行のとおり)</li> <li>本投資法人の純資産総額の算出にあたり、資産評価の方法及び基準については、投信法その他の法令(投資法人の計算に関する規則を含む。)に従うほか、運用資産の種類に応じて以下に従うものとする。           <ol style="list-style-type: none"> <li>本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり運用資産の種類毎に定める。以下の各資産について共有持分権又は準共有持分権の価額を評価する場合には、以下に従って各々を評価した上で持分割合により算定する。</li> </ol> </li> </ol>

現 行 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>①不動産(運用方針において定義する。)、不動産の賃借権及び地上権          取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却の算定方法は建物部分及び設備部分ともに、原則として定額法によるものとする。但し、正当な事由により定額法による算定が適切ではないと判断される場合で、かつ、投資主の利益を害する等の問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法により算定することができるものとする。</p> <p>②不動産信託受益権(運用方針において定義する。)          信託財産中の不動産、<u>土地の賃借権及び地上権</u>については本号①と同様とし、信託財産中の他の資産については、本号⑩に準じて評価を行った上で、これらの合計額から信託財産に帰属する負債の額を控除した金額をもって当該信託受益権の価額を評価する。</p> <p>③不動産匿名組合出資持分及び匿名組合出資持分(いずれも運用方針において定義する。)          当該匿名組合に係る財産(以下「匿名組合財産」という。)中の不動産、<u>土地の賃借権及び地上権</u>については本号①と同様とし、匿名組合財産中の他の資産については、本号⑩に準じて評価を行った上で、これらの合計額をもって当該匿名組合出資持分の価額を評価する。</p> <p>④ <u>証券取引所に上場されている有価証券</u>  <u>証券取引所</u>が開設する<u>取引所有価証券市場</u>又は<u>外国有価証券市場</u>における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>⑤ 店頭売買有価証券  <u>証券業協会</u>(当該店頭売買有価証券が2以上の<u>証券業協会</u>に備える<u>証券取引法</u>(昭和23年法律第25号。その後の改正を含め、以下「<u>証券取引法</u>」という。)<u>第75条第1項</u>に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合には、当該店頭売買有価証券が主として取引されている<u>証券業協会</u>とする。)が開設する店頭売買有価証券市場又はこれに類似する市場で外国に所在するものにおける最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>⑥ 本号④及び⑤以外の有価証券          当該有価証券について、本号④及び⑤以外の市場価格がある場合には当該市場価格に基づく価額、また、本号④及び⑤以外の市場価格がない場合にはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価額により評価する。但し、市場価格及び合理的な方法により算出された価額がない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</p> <p>⑦ (記載省略)</p> <p>⑧ <u>金融</u>ヘッジ取引(運用方針において定義する。)          (一) <u>証券取引所</u>に上場されている各取引により生じる債権及び債務は、当該<u>証券取引所</u>の最終価格に基づき算出した価額により評価する。          (二) <u>証券取引所</u>の相場がない非上場の各取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算出された価額が得られればその価額により評価する。なお、合理的な方法により価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価することができるものとする。</p>	<p>①不動産、不動産の賃借権、<u>地上権及び地役権</u>          取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却の算定方法は建物部分及び設備部分ともに、原則として定額法によるものとする。但し、正当な事由により定額法による算定が適切ではないと判断される場合で、かつ、投資主の利益を害する等の問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法により算定することができるものとする。</p> <p>②不動産信託受益権          信託財産中の不動産、<u>不動産の賃借権、地上権及び地役権</u>については本号①と同様とし、信託財産中の他の資産については、本号⑩に準じて評価を行った上で、これらの合計額から信託財産に帰属する負債の額を控除した金額をもって当該信託受益権の価額を評価する。</p> <p>③不動産匿名組合出資持分及び匿名組合出資持分          当該匿名組合に係る財産(以下「匿名組合財産」という。)中の不動産、<u>不動産の賃借権、地上権及び地役権</u>については本号①と同様とし、匿名組合財産中の他の資産については、本号⑩に準じて評価を行った上で、これらの合計額をもって当該匿名組合出資持分の価額を評価する。</p> <p>④ <u>金融商品取引所に上場されている有価証券</u>  <u>金融商品取引所</u>が開設する<u>金融商品市場</u>における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>⑤ 店頭売買有価証券  <u>認可金融商品取引業協会</u>(当該店頭売買有価証券が2以上の<u>認可金融商品取引業協会</u>に備える<u>金融商品取引法</u>第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合には、当該店頭売買有価証券が主として取引されている<u>認可金融商品取引業協会</u>とする。)が開設する店頭売買有価証券市場又はこれに類似する市場で外国に所在するものにおける最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>⑥ 本号②、③、④及び⑤以外の有価証券          当該有価証券について、本号②、③、④及び⑤以外の市場価格がある場合には当該市場価格に基づく価額、また、本号②、③、④及び⑤以外の市場価格がない場合にはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価額により評価する。但し、市場価格及び合理的な方法により算出された価額がない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</p> <p>⑦ (現行のとおり)</p> <p>⑧ ヘッジ取引(運用方針において定義する。)          (一) <u>金融商品取引所</u>に上場されている各取引により生じる債権及び債務は、当該<u>金融商品取引所</u>の最終価格に基づき算出した価額により評価する。          (二) <u>金融商品取引所</u>の相場がない非上場の各取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算出された価額が得られればその価額により評価する。なお、合理的な方法により価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価することができるものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>(三) 上記(一)及び(二)にもかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できる。</p> <p>⑨ (記載省略) ⑩ (記載省略)</p> <p>(2) 不動産関連資産(運用方針において定義する。)について、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要がある場合であって、資産運用報告書等により評価額を開示する目的で評価する場合には、原則として不動産鑑定士による鑑定評価額によることとするが、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をもって評価額とすることも認められるものとする。</p> <p>第23条(借入れ及び投資法人債の発行) 本投資法人は、運用方針に定める本投資法人の資産運用の基本方針に資するため、資産の取得、本投資法人が支払うべき費用、報酬、預り金又は敷金・保証金の支払資金の調達、借入金又は投資法人債の元利金支払のための資金の調達、修繕又は管轄に要する費用支払のための資金の調達、投資主に分配する金銭の調達その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を目的として、投資口の発行のほか、借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる。但し、借入れを行う場合は、適格機関投資家(証券取引法第2条第3項第1号に定義される。)からの借入れに限るものとする。</p> <p>第27条(金銭の分配の方針) 1. 投資主に対する分配は金銭によるものとし、本投資法人は毎決算期後に、原則として以下の各号に定めるところに基づき行う。 (1) 投資主に分配する金銭(以下「分配金」という。)に関して、投信法第136条第1項に定める利益の金額は、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算する。 (2) (記載省略) (3) 本投資法人は、投信法第136条第1項に従って、上記に従って計算される利益を超えて金銭の分配を行うことができる。この場合には、投信法第131条第1項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、関連投資信託協会の定める規則等に定める限度において、かつ、本投資法人に係る法人税法その他の租税法に基づく租税債務に係る影響、その他の諸般の事情を勘案した上で、投信法第136条第1項所定の限度内で役員会において決定する金額をもって、投資主に対して分配するものとする。 (4) 金銭の分配は、決算日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者を対象に投資口の保有口数(投資主の場合)又は登録質権の対象たる投資口の口数(登録質権者の場合)に応じて行う。 (5) (記載省略) 2. (記載省略)</p>	<p>(三) 上記(一)及び(二)にもかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できる。<u>また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>⑨ (現行のとおり) ⑩ (現行のとおり)</p> <p>(2) 不動産関連資産(運用方針において定義する。)について、不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権の価格を考慮する必要がある場合であって、資産運用報告等により評価額を開示する目的で評価する場合には、原則として不動産鑑定士による鑑定評価額によることとするが、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をもって評価額とすることも認められるものとする。</p> <p>第23条(借入れ及び投資法人債の発行) 本投資法人は、運用方針に定める本投資法人の資産運用の基本方針に資するため、資産の取得、本投資法人が支払うべき費用、報酬、預り金又は敷金・保証金の支払資金の調達、借入金又は投資法人債(短期投資法人債を含む。以下同じ。)の元利金支払のための資金の調達、修繕又は管轄に要する費用支払のための資金の調達、投資主に分配する金銭の調達その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を目的として、投資口の発行のほか、借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる。但し、借入れを行う場合は、適格機関投資家(金融商品取引法第2条第3項第1号に定義される。)からの借入れに限るものとする。</p> <p>第27条(金銭の分配の方針) 1. 投資主に対する分配は金銭によるものとし、本投資法人は毎決算期後に、原則として以下の各号に定めるところに基づき行う。 (1) 投資主に分配する金銭(以下「分配金」という。)に関して、投信法第136条に定める利益の金額は、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算する。 (2) (現行のとおり) (3) 本投資法人は、投信法第137条第1項に従って、上記に従って計算される利益を超えて金銭の分配を行うことができる。この場合には、投信法第131条第2項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、関連投資信託協会の定める規則等に定める限度において、かつ、本投資法人に係る法人税法その他の租税法に基づく租税債務に係る影響、その他の諸般の事情を勘案した上で、投信法第137条第1項所定の限度内で役員会において決定する金額をもって、投資主に対して分配するものとする。 (4) 金銭の分配は、決算日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の保有口数(投資主の場合)又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数(登録投資口質権者の場合)に応じて行う。 (5) (現行のとおり) 2. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第 28 条(業務及び事務の委託)</p> <p>1. 本投資法人は、<u>投信法第 198 条及び第 208 条に基づき、資産の運用に係る業務を投資信託委託業者に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。</u></p> <p>2. 本投資法人は、<u>資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第 111 条に定める事務(以下「一般事務」という。)</u>については第三者へ委託する。</p> <p>3. <u>本投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、発行する投資法人債の名義書換に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者にかかる事務(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成 12 年総理府令第 129 号。その後の改正を含む。)第 124 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に定める各事務のことをいう。)</u>は、募集の都度、適宜、一般事務受託会社を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</p> <p>第 29 条(成立時の一般事務受託者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要) 本投資法人の成立時の一般事務受託者となるべき者の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要は以下のとおりとする。</p> <p>(以下、記載省略)</p> <p>第 30 条(成立時の資産保管会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこの者と締結すべき契約の概要) 本投資法人の成立時の資産保管会社となるべき者の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要は以下のとおりとする。</p> <p>(以下、記載省略)</p> <p>第 13 章 投資信託委託業者</p> <p>第 31 条(成立時の本投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこの者と締結すべき契約の概要) 本投資法人の成立時における<u>資産の運用を行う投資信託委託業者</u>となるべき者(以下「資産運用会社」という。)の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要は以下のとおりとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 資産運用委託契約の概要(以下本号において「委託契約」という。)</p> <p>(a) 委託すべき業務の範囲 投信法その他の適用法令により認められる範囲における以下の各業務(各業務の具体的細目及び条件は、委託契約において定める。)</p> <p>① 本投資法人を代理して行う運用資産の運用に係る業務</p> <p>② 本投資法人が行う資金調達に係る業務</p> <p>③ 本投資法人への報告業務</p> <p>④ 上記①ないし③のほか、投信法において投資法人資産運用業を営む<u>投資信託委託業者</u>がその資産の運用を行う投資法人のために行うべき事項として定められている事項を遂行する業務</p> <p>⑤ 上記①ないし④に掲げる業務のほか、本投資法人及び資産運用会社が協議の上別途合意する上記各号に関連し又は付随する業務</p> <p>(以下、記載省略)</p>	<p>第 28 条(業務及び事務の委託)</p> <p>1. 本投資法人は、投信法に基づき、<u>資産の運用に係る業務を資産運用会社に委託し、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。</u></p> <p>2. 本投資法人は、<u>資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法により第三者に委託しなければならないとされる事務</u>については第三者へ委託する。</p> <p>(削除)</p> <p>第 29 条(成立時の一般事務受託者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要) 本投資法人の成立時の一般事務受託者となるべき者の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要は以下のとおりとする。なお、本条における記載は<u>本投資法人の成立時における投信法に基づく記載である。</u></p> <p>(以下、現行のとおり)</p> <p>第 30 条(成立時の資産保管会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこの者と締結すべき契約の概要) 本投資法人の成立時の資産保管会社となるべき者の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要は以下のとおりとする。なお、本条における記載は<u>本投資法人の成立時における投信法に基づく記載である。</u></p> <p>(以下、現行のとおり)</p> <p>第 13 章 資産運用会社</p> <p>第 31 条(成立時の本投資法人の資産運用会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこの者と締結すべき契約の概要) 本投資法人の成立時における<u>資産運用会社</u>となるべき者(以下「資産運用会社」という。)の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要は以下のとおりとする。なお、本条における記載は<u>本投資法人の成立時における投信法に基づく記載であり、本投資法人の成立時における資産の運用を行う投資信託委託業者を資産運用会社とする。</u></p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 資産運用委託契約の概要(以下本号において「委託契約」という。)</p> <p>(a) 委託すべき業務の範囲 投信法その他の適用法令により認められる範囲における以下の各業務(各業務の具体的細目及び条件は、委託契約において定める。)</p> <p>① 本投資法人を代理して行う運用資産の運用に係る業務</p> <p>② 本投資法人が行う資金調達に係る業務</p> <p>③ 本投資法人への報告業務</p> <p>④ 上記①ないし③のほか、投信法において投資法人資産運用業を営む<u>資産運用会社</u>がその資産の運用を行う投資法人のために行うべき事項として定められている事項を遂行する業務</p> <p>⑤ 上記①ないし④に掲げる業務のほか、本投資法人及び資産運用会社が協議の上別途合意する上記各号に関連し又は付随する業務</p> <p>(以下、現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第 32 条(損益の帰属)  <u>本投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者の運用により、本投資法人の運用資産に生じた利益及び損失は全て本投資法人に帰属する。</u></p> <p>第 33 条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)  <u>本投資法人が投資信託委託業者に対して支払う資産運用報酬は、本規約第31条第2号(e)に定めるとおりとする。</u></p> <p>第 37 条(諸費用の負担に関する条項)</p> <p>1. 運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び投資信託委託業者が本投資法人から委託を受けた業務ないし事務を処理するために要した諸費用(本規約第29条第1号(b)オに従って本投資法人が負担する諸費用を含み、これに限らない。)又は一般事務受託者、資産保管会社及び投資信託委託業者が立て替えた立替金の利息又は損害金については、本投資法人がこれを負担する。</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) 財務諸表、営業報告書、資産運用報告書等の作成(これらの書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録の作成も含む。)、印刷及び交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用を含む。)</p> <p>(5)～(12) (記載省略)</p> <p>別添「資産運用の対象及び方針」</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>A. 主たる投資対象とする特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含め、以下「投信法」という。))第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。)</p> <p>本投資法人は、特定資産のうち、主として以下に掲げる各資産(次の①から③までに掲げる各資産を総称して「不動産関連資産」という。)に投資する。</p> <p>①不動産(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。その後の改正を含む。))第2条第1号に掲げる宅地及び建物をいう。以下同じ。)</p> <p>(新設)</p> <p>(a) 不動産の賃借権</p> <p>(b) 地上権 (新設)</p> <p>(c) 不動産信託受益権</p> <p>但し、不動産、土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権(証券取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含め、以下「証券取引法」という。))第2条第1項及び第2項において定義される有価証券(以下単に「有価証券」という。)に該当するものは除く。)をいう。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 32 条(損益の帰属)      本投資法人の運用資産に生じた利益及び損失は全て本投資法人に帰属する。</p> <p>第 33 条(資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)      本投資法人が資産運用会社に対して支払う資産運用報酬は、本規約第31条第2号(e)に定めるとおりとする。</p> <p>第 37 条(諸費用の負担に関する条項)</p> <p>1. 運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた業務ないし事務を処理するために要した諸費用(本規約第29条第1号(b)オに従って本投資法人が負担する諸費用を含み、これに限らない。)又は一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が立て替えた立替金の利息又は損害金については、本投資法人がこれを負担する。</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 財務諸表、営業報告書、資産運用報告書等の作成(これらの書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録の作成も含む。)、印刷及び交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用を含む。)</p> <p>(5)～(12) (現行のとおり)</p> <p>別添「資産運用の対象及び方針」</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>A. 主たる投資対象資産</p> <p>本投資法人は、主として以下に掲げる各資産(次の①及び②に掲げる各資産を総称して「不動産関連資産」という。)に投資する。</p> <p>(削除)</p> <p>①不動産等(次の(a)から(g)までに掲げる各資産をいう。以下同じ。)</p> <p>(a) 不動産</p> <p>(b) 不動産の賃借権</p> <p>(c) 地上権</p> <p>(d) 地役権</p> <p>(e) 不動産信託受益権</p> <p>不動産、不動産の賃借権、地上権、又は地役権のみを信託する信託の受益権、又は不動産等に付随する金銭と合わせて信託されている包括信託の受益権をいう。</p> <p>(f) 金銭等の信託受益権</p> <p>不動産、不動産の賃借権、地上権、地役権又は(g)の不動産匿名組合出資持分に投資して運用することを目的とする金銭資産の信託の受益権</p>

現 行 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>(d)不動産匿名組合出資持分  <u>但し、当事者の一方が相手方の行う不動産、不動産の賃借権及び地上権のみの運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産のみに対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいう。</u></p> <p>③不動産関連有価証券等(次の(a)から(f)までに掲げる各資産を総称していう。以下同じ。)</p> <p>(a)金銭等の信託受益権  <u>但し、(i)不動産、土地の賃借権、地上権及び(ii)金銭、のみを信託する信託の受益権(当該信託の信託財産が(x)不動産又は不動産同等物、及び(y)現金又は現金同等物(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第18項に規定する現金同等物をいう。以下同じ。))であるものに限り、不動産信託受益権及び有価証券に該当するものを除く。)をいう。</u></p> <p>(b)匿名組合出資持分  <u>但し、当事者の一方が相手方の行う(i)不動産又は不動産同等物及び(ii)現金又は現金同等物のみの運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産のみに対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(不動産匿名組合出資持分に該当するものを除く。)をいう。</u></p> <p>(c)資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含め、以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に規定する優先出資証券(当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産が(i)不動産又は不動産同等物及び(ii)現金又は現金同等物であるものに限る。以下「優先出資証券」という。)</p> <p>(d)投信法第2条第12項に規定する受益証券(当該投資信託の投資信託財産が(i)不動産又は不動産同等物及び(ii)現金又は現金同等物であるものに限る。)</p> <p>(e)投信法第2条第22項に規定する投資証券(当該投資法人の資産が(i)不動産又は不動産同等物及び(ii)現金又は現金同等物であるものに限る。以下「投資証券」という。)</p> <p>(f)資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託の受益証券(当該特定目的信託の信託財産が(i)不動産又は不動産同等物及び(ii)現金又は現金同等物であるものに限る。)</p> <p>B. その他の特定資産への投資          ①本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、<u>特定資産のうち、以下に掲げる各資産に投資することがある。</u></p> <p>(a)預金</p> <p>(b)価値の変動リスクが低いと認められる有価証券(投信法第2条第5項に定義される。)(但し、ここでは不動産関連資産に該当するもの及び株券は除く。)、金銭債権(譲渡性預金証券を含み、これに限られない。)<u>等の資産であって、特定資産に該当するもの(不動産関連資産に該当するもの、株券並びに次の②及び③のいずれかに該当するものは除く。)</u></p>	<p>(g)不動産匿名組合出資持分  <u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含め、以下「投信法施行令」という。)第3条第8号に定義されるもののうち、当事者の一方が上記(a)ないし(f)の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいう。</u></p> <p>②不動産関連有価証券等(次の(a)から(d)までに掲げる各資産を総称していう。以下同じ。)  <u>但し、以下の不動産関連有価証券等の裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資して運用するものに限るものとする。</u>          (削除)</p> <p>(a)資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含め、以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に規定する優先出資証券          (削除)</p> <p>(b)投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含め、以下「投信法」という。)第2条第7項に規定する受益証券</p> <p>(c)投信法第2条第15項に規定する投資証券(以下「投資証券」という。)</p> <p>(d)資産流動化法第2条第13項及び第15項に規定する特定目的信託の受益証券</p> <p>B. その他の投資          ①本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる各資産に投資することがある。</p> <p>(a)預金(普通預金、通知預金、貯蓄預金、定期預金、自由金利型定期預金、大口定期預金を含む。)</p> <p>(b)有価証券(投信法第2条第5項に定義される。)(但し、ここでは不動産関連資産に該当するもの及び株券は除く。)、金銭債権(譲渡性預金証券を含み、これに限られない。)<u>等の資産であって、投信法第2条第1項に定める特定資産(以下「特定資産」という。)に該当するもの(不動産関連資産に該当するもの、株券並びに次の②及び③のいずれかに該当するものは除く。)</u></p>

現 行 規 約	変 更 後 の 規 約
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>②本投資法人は、特定資産のうち、<u>金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号、その後の改正を含め、以下「<u>投資法施行令</u>」という。)第3条第14号に定義される。以下同じ。)</u>及び<u>金融先物取引等(投資法施行令第3条第13号に定義される。以下同じ。)</u>に係る権利(以下これらを総称して「<u>金融ヘッジ取引</u>」という。)に投資することができる。</p> <p>③本投資法人は、特定資産のうち、以下に掲げる各資産であって、不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)又は不動産信託受益権への投資に付随し、当該不動産又は不動産信託受益権と併せて取得することが株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている有価証券市場を開設する証券取引所の規則上適当と認められるものに投資することができる。</p> <p>(a) (記載省略) (b) (記載省略)</p> <p>C. 特定資産以外の資産への投資</p> <p>本投資法人は、<u>特定資産以外の資産への投資を行わない。但し、本投資法人は、以下に掲げる各資産に投資することができる。</u></p> <p>①本投資法人は、特定資産たる不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)又は不動産信託受益権に付随し、かつ、当該不動産又は不動産信託受益権と併せて取得することが株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている有価証券市場を開設する証券取引所の規則上適当と認められる以下の各資産</p> <p>(a) 商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。)に基づく商標権等(商標権又はその専用使用権もしくは通常使用権をいう。以下同じ。)</p> <p>(b) 温泉法(昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。)に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</p> <p>(c) 不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)の管理会社等の出資持分</p> <p>(d) 民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含む。)に定める動産</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(e) 投資法その他の法令上、本投資法人が取得することが許容される資産</p> <p>(f) (a)ないし(e)の資産を信託する信託受益権、又は金銭を信託する信託受益権((a)ないし(e)の資産に対する投資を目的とする場合に限る。)</p> <p>②本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するものであり、株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている有価証券市場を開設する証券取引所の規則上適当と認められるもの</p>	<p>(c) <u>匿名組合出資持分(投資法施行令第3条第8号に定義され、上記A. ①(g)不動産匿名組合出資持分を除く。)</u></p> <p>②本投資法人は、特定資産のうち、<u>デリバティブ取引に係る権利(投資法施行令第3条第2号。以下「ヘッジ取引」という。)</u>に投資することができる。</p> <p>③本投資法人は、特定資産のうち、以下に掲げる各資産であって、不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)又は不動産信託受益権への投資に付随し、当該不動産又は不動産信託受益権と併せて取得することが株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている金融商品市場を開設する金融商品取引所の規則上適当と認められるものに投資することができる。</p> <p>(a) (現行のとおり) (b) (現行のとおり)</p> <p>C. <u>不動産等への投資に付随する特定資産以外の資産への投資</u></p> <p>本投資法人は、<u>不動産等への投資に付随する資産として、以下に掲げる各資産に投資することができる。</u></p> <p>①本投資法人において、特定資産たる不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)又は不動産信託受益権に付随し、かつ、当該不動産又は不動産信託受益権と併せて取得することが、株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている金融商品市場を開設する金融商品取引所の規則上適当と認められる以下の各資産</p> <p>(a) 商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。)に基づく商標権等(商標権又はその専用使用権もしくは通常使用権をいう。以下同じ。)</p> <p>(b) 温泉法(昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。)に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</p> <p>(c) 不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)の管理会社等の出資持分</p> <p>(d) 民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含む。)に定める動産</p> <p>(e) <u>著作権法(昭和45年法律第48号。その後の改正を含め、以下「著作権法」という。)に基づく著作権、著作者人格権(著作権法第17条第1項に規定するものをいう。)、及び著作隣接権(著作権法第89条に規定するものをいう。)</u></p> <p>(f) <u>地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。その後の改正を含む。)に基づく算定割当量その他これに類似するもの、又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含む。)</u></p> <p>(g) 投資法その他の法令上、本投資法人が取得することが許容される資産</p> <p>(h) (a)ないし(g)の資産を信託する信託受益権、又は金銭を信託する信託受益権((a)ないし(g)の資産に対する投資を目的とする場合に限る。)</p> <p>②本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するものであり、株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている金融商品市場を開設する金融商品取引所の規則上適当と認められるもの</p>

現 行 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>3. 投資制限</p> <p>(1) 本投資法人は、わが国以外に所在する不動産(本投資法人が取得する有価証券及び信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。)への投資は行わない。</p> <p>(2) 本投資法人は、外貨建資産への投資は行わない。</p> <p>(3) 上記 2. (1)B. ②に掲げる金融ヘッジ取引は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>4. 取得した資産の貸付けの目的及び範囲</p> <p>(1)～(3) (記載省略)</p>	<p>3. 投資制限</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 本投資法人は、<u>投信法</u>その他法令及び株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている金融商品市場を開設する金融商品取引所の規則上、許容される範囲を逸脱して、外貨建資産への投資を行わない。</p> <p>(2) 上記 2. (1)B. ②に掲げるヘッジ取引は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>4. 組入資産の貸付けの目的及び範囲</p> <p>(1)～(3) (現行のとおり)</p>

## 2. 役員選任について

本投資主総会におきまして執行役員北島洋一郎、監督役員立石則文、西村裕、及び伊藤紀幸の任期満了に伴い、本投資法人の経営の安定性を高めるため、執行役員1名を増員して、執行役員2名、監督役員3名を選任します。

本投資主総会において承認されますと平成20年4月1日付けで新役員は就任します。

### (1) 執行役員の候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴並びに本投資法人における地位及び担当
1	北島洋一郎 (昭和18年8月24日生)	<p>昭和42年4月 明治生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社)入社</p> <p>平成3年4月 同社 東京第七法人部長</p> <p>平成7年4月 同社 不動産事業部長</p> <p>平成9年4月 明生投資顧問株式会社(現明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社)取締役</p> <p>平成10年4月 東菱不動産株式会社 取締役</p> <p>平成13年4月 明生不動産管理株式会社 取締役</p> <p>平成16年1月 明治安田ビルマネジメント株式会社 取締役</p> <p>平成17年1月 本投資法人執行役員就任(現職)</p>
2	※ 齊藤利雄 (昭和30年11月29日生)	<p>昭和54年4月 森ビル株式会社入社</p> <p>昭和54年4月 森ビル建設管理株式会社(現森ビル株式会社)出向</p> <p>昭和61年5月 株式会社日本インテリジェントビルシステムズ出向</p> <p>平成6年1月 株式会社インターナショナルデザインイクスチェンジ(現株式会社インデックスコンサルティング) 監査役</p> <p>平成11年7月 株式会社日本インテリジェントビルシステムズ 企画部長</p> <p>平成11年8月 森ビル株式会社から森トラスト株式会社へ転籍</p> <p>平成14年11月 MT ファシリティーサービス株式会社へ出向</p> <p>平成15年11月 グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社入社 不動産運用マネジメント部 担当部長</p> <p>平成16年3月 同社 調査部長</p> <p>平成17年7月 同社 不動産運用マネジメント本部副本部長兼不動産運用第1部長</p> <p>平成18年4月 同社退職</p> <p>平成18年6月 株式会社PMアドバイザーズ設立 取締役社長 (現職)</p>

(2) 監督役員の候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴並びに本投資法人における地位及び担当
3	立石 則文 (昭和28年9月21日生)	昭和54年4月 弁護士登録 昭和54年4月 不二法律事務所所属 昭和56年4月 小中・外山・細谷法律事務所所属 昭和60年6月 ハーバード大学ロースクール修士課程修了 昭和60年6月 デービス・ポーク・ウォードウェル法律事務所所属 昭和61年9月 アンダーソン・毛利法律事務所所属 平成6年9月 東西総合法律事務所設立 (現職) 平成13年3月 最高裁判所司法研修所教官 平成15年4月 本投資法人監督役員就任 (現職)
4	西村 裕 (昭和33年5月15日生)	昭和57年11月 監査法人中央会計事務所勤務 昭和57年11月 会計士補登録 昭和61年9月 公認会計士登録 昭和62年9月 Coopers & Lybrand (シンガポール) 出向 平成元年12月 中央新光監査法人監査第一部勤務 平成3年9月 西村公認会計士事務所 (現総合会計事務所マネジメント・サポート) 開設 (現職) 平成5年10月 税理士登録 平成11年8月 有限会社マネジメント・サポート (現有限会社マネジメント・サポート) 設立 取締役 (現職) 平成15年4月 本投資法人監督役員就任 (現職)
5	伊藤 紀幸 (昭和40年2月11日生)	昭和63年4月 三井信託銀行株式会社 (現中央三井信託銀行株式会社) 入社 平成3年11月 不動産鑑定士補登録 平成7年5月 不動産鑑定士登録 平成11年12月 株式会社日本格付研究所入社 チーフアナリスト 平成13年10月 ムーディーズ・ジャパン株式会社入社 アシスタント・ヴァイス・プレジデント・アナリスト 平成14年11月 有限会社不動産投資研究所 (現株式会社不動産投資研究所) を設立し取締役に就任、株式会社へ組織変更後代表取締役 (現職) 平成17年1月 本投資法人監督役員就任 (現職) 平成17年6月 Ex・Partners 有限会社 (現 ABC Partners 株式会社) 設立 取締役

(補足説明)

- ・上記執行役員候補者及び監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・各候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・候補者齊藤利雄は、株式会社PMアドバイザーズの取締役社長を兼務しております。
- ・候補者立石則文は、東西総合法律事務所の代表弁護士を兼務しております。
- ・候補者西村裕は、総合会計事務所マネジメント・サポートの代表者及び有限会社マネジメント・サポートの取締役を兼務しております。
- ・候補者伊藤紀幸は、株式会社不動産投資研究所の代表取締役を兼務しております。
- ・※印は新任の候補者です。

3. 日程

平成20年1月24日 本投資法人役員会にて本投資主総会提出議案を決議

平成20年2月13日 本投資主総会招集通知発送 (予定)

平成20年2月29日 本投資主総会開催、規約変更及び役員選任議案を付議 (予定)

以上

本日この資料は次の記者クラブに配布しています：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.go-reit.co.jp>